

福岡県公報

平成22年10月13日
第3171号

目次

告示(第1580号 - 第1612号)

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	3
公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
公共測量の実施	(県土整備総務課)	6

道路の供用の開始	(道路維持課)	7
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	7
公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
公共測量の実施	(県土整備総務課)	8

道路の供用の開始	(道路維持課)	8
道路の区域の変更	(道路維持課)	9
道路の区域の変更	(道路維持課)	9
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	9

公告

区画漁業の免許	(漁業管理課)	10
平成22年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課)	10
建設業の許可の取消し	(建築指導課)	11

正誤

道路の区域の変更(平成22年9月福岡県告示第1497号)中正誤	12
道路の区域の変更(平成22年9月福岡県告示第1500号)中正誤	12
解除に係る保安林の所在場所等(平成22年9月福岡県告示第1521号)中正誤	12
目次(平成22年9月1日福岡県公報第3155号)中正誤	13
目次(平成22年9月17日福岡県公報第3162号)中正誤	13
福岡県の人事行政の運営等の状況の公表(平成22年9月29日福岡県公報第3166号増刊 公告)中正誤	13

告示

福岡県告示第1580号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成19年7月福

岡県告示第1363号前原都市計画下水道事業前原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

糸島市

2 都市計画事業の種類及び名称

前原都市計画下水道事業前原公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年2月14日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成19年7月18日福岡県告示第1363号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1581号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市山隈字東山233 - 18

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市山隈241 - 5

眞名子 由美子、眞名子 慎二

福岡県告示第1582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
田川郡赤池町上野土地改良区	区画整理事業（上野地区第2工区の1）	昭和48年3月17日	昭和59年12月24日
同上	区画整理事業（上野地区第3工区）	昭和48年3月17日	平成18年9月20日
同上	区画整理事業（上野地区第4工区）	昭和48年3月17日	平成20年3月31日

福岡県告示第1583号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 山路一丁目
- 2 区域の所在地 北九州市八幡東区山路一丁目、清田一丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区		地番	標柱番号
北九州	八幡東	山路一丁目	1056番7	1号
			1056番1	2号及び3号
			1054番	5号

		1055番 1	6号
		1056番 5	7号
		1056番 6 地先道路敷	8号
		1063番 1	9号
		1056番 4	10号
	清田一丁目	88番	4号

福岡県告示第1584号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字上トドロ1222の4、字鏡越1225の2、1225の3
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1585号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町田富3丁目492番2及び492番7から492番14まで並びにこれらの区域内の水路である町有地の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡県中央区草香江2丁目7番1号

株式会社 アスト

代表取締役 草場 春次

福岡県告示第1586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	三 潯 上 陽 線	前	八女郡広川町大字水原字湯ノ原4154番1先から 八女郡広川町大字水原字井出ノ原4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			後	同上	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			後	同上	9.0 ～ 81.6	1,452.3

福岡県告示第1587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定期年月日
介護老人福祉施設	4070802824	介護老人福祉施設アイランドシティ照葉 福岡市東区香椎照葉3丁目26-34	社会福祉法人怡土福祉会	平成22年10月1日

福岡県告示第1588号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成22年6月7日から 平成22年10月31日まで

福岡県告示第1589号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（横代東町24号線ほか道路区域確定測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区横代東町一丁目	平成22年7月12日から 平成22年9月30日まで

福岡県告示第1590号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区守恒本町地一丁目地区	平成22年8月1日から 平成22年8月31日まで

福岡県告示第1591号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間

北九州市八幡西区小嶺三丁目ほか	平成22年7月21日から 平成22年9月30日まで
-----------------	------------------------------

福岡県告示第1592号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区楠橋南一丁目外	平成22年7月7日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第1593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区西部	平成22年8月9日から 平成22年9月17日まで

福岡県告示第1594号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成22年7月30日から 平成22年12月24日まで

福岡県告示第1595号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2・3・4級基準点測量）（3級水準測量）
（数値地形図 地図情報レベル500）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区	平成22年6月3日から 平成23年3月15日まで

福岡県告示第1596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市千里土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡市千里土地区画整理事業）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市西区大字千里の一部	平成22年7月2日から 平成22年10月31日まで

福岡県告示第1597号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量及び赤間駅北口土地区画整理事業の出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宗像市赤間駅前一丁目外	平成22年8月30日から 平成23年3月25日まで

福岡県告示第1598号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
二級河川樋井川（福岡市中央区地行浜2丁目～福岡市城南区樋井川3丁目）	平成22年6月30日から 平成22年11月30日まで

福岡県告示第1599号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
一般県道豆田稲築線（嘉麻市岩崎）	平成22年7月20日から 平成22年9月30日まで

福岡県告示第1600号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）
- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡川崎町大字安真木（県営農地環境整備事業・木城地区）	平成22年7月27日から 平成23年3月18日まで

福岡県告示第1601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直方線 芦屋	遠賀郡遠賀町大字広渡1320番2先から 遠賀郡遠賀町大字広渡1317番1先まで

福岡県告示第1602号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社 ネクステージ九州
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県福岡市中央区清川二丁目20番15号

- 3 特約業者の指定取消年月日
平成22年7月1日

福岡県告示第1603号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区下富野一丁目外	平成22年8月27日から 平成22年9月26日まで

福岡県告示第1604号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市八幡東区東田一丁目外

平成22年9月10日から
平成22年10月15日まで

福岡県告示第1605号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（GPS測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区大字小嶺地内	平成22年8月19日から 平成22年12月21日まで

福岡県告示第1606号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、みやま市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
みやま市山川地内	平成22年10月4日から 平成23年1月17日まで

福岡県告示第1607号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市大字小保 大川市大字津 大川市大字九網	平成22年9月3日から 平成22年12月15日まで

福岡県告示第1608号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）（3級水準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区高須南5丁目地内	平成22年8月24日から 平成22年12月15日まで

福岡県告示第1609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米浮羽線	久留米市田主丸町長栖575番2先から 久留米市田主丸町長栖1998番1先まで

福岡県告示第1610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
久留米	県道	八重亀野線 菅来春	前	三井郡大刀洗町 大字三川442番 1先から 三井郡大刀洗町 大字菅野1006番 先まで	2.5 ~ 7.2	679.0	うち県道 鳥栖朝倉 線重用延 長19.1メ ートル
			前	同上	10.0 ~ 17.0	700.0	うち県道 鳥栖朝倉 線重用延 長103.4 メートル

			後	同上	2.5 ~ 7.2	679.0	うち県道 鳥栖朝倉 線重用延 長19.1メ ートル
			後	同上	10.0 ~ 14.0	685.0	うち県道 鳥栖朝倉 線重用延 長97.2メ ートル

福岡県告示第1611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	基山停車場 平等寺筑紫野 線	前	筑紫野市大字山口26番1 先から 筑紫野市大字山口26番5 先まで	15.0 ~ 22.0	45.0
			後	同上	15.0 ~ 22.0	45.0

福岡県告示第1612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成

22年10月13日から同月27日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部公園街路課に意見書を提出することができる。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

久山都市計画公園6・5・1号久山総合運動公園の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	位置	面積
6・5・1号 久山総合運動公園	久山町大字久原字池上、字扇谷、字正ヶ浦、字高寄及び字山ノ神	約40.0 ヘクタール

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部公園街路課

久山町田園都市課



公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成22年9月30日付けで筑前海区における区画漁業を次のように免許した。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
------	---------	---------	---------------	------

筑区第409号	福岡県糸島市志摩岐志778番地の5	糸島漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成22年6月18日福岡県公報第3124号の公告）の公示内容のとおり	平成22年10月1日から平成25年8月31日まで
---------	-------------------	----------	---	--------------------------

公告

平成22年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成23年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成23年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成23年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成23年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しないもので、都道府県知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

平成23年2月18日（金曜日）午後1時30分から午後4時までとする。

なお、試験の説明を午後1時から行う。

(3) 会場

太宰府市五条三丁目11番25号

日本経済大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所を管轄する保健福祉（環境）事務所又は保健所（ただし、北九州市にあっては、小倉北区以外は各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、福岡県保健医療介護部医療指導課（以下「医療指導課」という。）で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して所定の切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成23年1月4日（火曜日）から同月11日（火曜日）までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成23年1月11日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成23年3月16日（水曜日）午前10時に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問い合わせには応じない。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成22年10月1日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
新楽園	八女市新庄1606 - 1	大石 秀樹	平成19年8月25日 福岡県知事許可（般 - 19） 第69771号

3 処分の内容

造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

新樂園の代表者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したとして、平成22年7月20日福岡地方裁判所八女支部から、懲役1年及び罰金50万円の宣告を受け、同

年8月4日、その刑が確定した。

このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤	
					上	下					
22・9・22	3163	告示	1497	7			13	表中	宗像市稲元	宗像市大字稲元	
							15	表中	宗像市稲元	宗像市大字稲元	
			1500	7			後から9	表中	みやま市瀬高町小田	みやま市瀬高町大字小田	
							後から4	表中	みやま市瀬高町小田	みやま市瀬高町大字小田	
					8			2	表中	みやま市瀬高町小田	みやま市瀬高町大字小田
								7	表中	みやま市瀬高町小田	みやま市瀬高町大字小田
22・9・29	3166	告示	1521	4			後から11	5 1 6 の 4	5 1 3 の 4		

22・9・1	3155	目次		1			後から9		平成22年度	平成21年度
22・9・17	3162	目次		1			後から1		落札者等	落札者
22・9・29	3166 増刊	公告		16			13		午後零時	午後12時